東北税協共済会

**平成２７年８月２０日新設**

**平成２９年４月２５日改訂**

支部合同研修会の支援基準

東北税協共済会（以下「甲」という）の会員に対する研修機会を均等にし、また会員の資質の向上を図るため、支部合同研修会の申し出があった場合の支援助成金の基準について定める。

１　対象研修会

東北税理士会各県支部連合会に所属する支部のうち、２以上の支部が共同で企画する研修会（以下「支部合同研修会」という）とする。

２　研修会の内容

　　　甲の会員の資質の向上を図る研修内容であることとする。

３　助成金の対象および支払

助成金は、講師謝金、講師旅費及び会場費を対象とし、講師の旅費については実費相当額とする。

なお、様式１の申請書により申請のあった研修会の収支がマイナスとなった場合に限り、マイナス金額を上限として助成金を支払うことする。

４　助成金の申請

支部合同研修会を企画する支部は、支部長のうち1名を代表者に定め、事前に、当該代表者名にて、具体的な研修会の実施内容及び予算等を記載した書類(様式１)を甲に提出し、承認を得るものとする。

５　助成金の請求

当該代表者は、研修会終了後、速やかに講師に支払った講師謝金・旅費・会場費の領収書等の写しを添付した書類(様式２、様式３)を甲に提出し請求するものとする。

６　支部合同研修会に対する助成金の回数および金額

　　　１事業年度において、各支部年１回とし、１支部当たりの助成額は５万円を限度とする。

７　事業に関する資料等の配付

支部合同研修会開催時には、研修会場における甲の事業に関する説明及び資料等の配付について、協力するものとする。

８　その他

　　　その他不明な点が発生した場合には、その都度甲の役員会で協議する。

附則：この基準は、平成２７年４月１日以降に実施した研修会に対して遡及して適用する